

国民スポーツ大会鳥取県予選会開催事業に係る経理基準について

公益財団法人鳥取県スポーツ協会

1 委託費について

この委託費の経費対象期間は、契約日から令和7年2月28日までとする。

2 委託費の対象経費について

この委託費の対象経費は、原則として旅費・食糧費・消耗品費・印刷費・賃借料・役務費・感染症対策費とする。

- 1 報告書に添付する領収書に押印・日付の無いものは認めない。
- 2 旅費については、委託費の3分の2までを補助対象の上限とする。また、謝金は原則認めていないが、競技の特性上、運営に必要と鳥取県スポーツ協会が認め、予め承認を得ている場合のみ、謝金を対象経費として認める。(帯同ドクターやコースセッター等)
- 3 昼食代は1人／990円を対象の上限とする。(審判員・役員のみ) 飲料については、お茶、水のほか、熱中症対策飲料として広く一般的に認められている物を対象とする。(嗜好品は対象外)
- 4 消耗品費は、運営に必要なものののみ認める。(メダルやトロフィー等は自己財源から支出すること)
- 5 印刷費は、プログラム印刷代、コピー代とする。
- 6 賃借料は、施設の利用料及び物品の借上料とし、一個人への支払いは原則として認めない。
- 7 役務費は、通信運搬費、手数料、保険料とする。
- 8 感染症対策費は、PCR検査代や抗原検査キット等、また、感染症対策に必要なものののみ認める。

3 経理の処理について

- 1) 請書、実施計画書(様式第2号)及び収支予算書(様式第3号)を、事業開始の15日前までに本会まで提出すること。
- 2) 実施報告書(様式第5号、様式第6号)及び収支決算書(様式第3号)を、事業終了30日以内に本会まで提出すること。
- 3) 事業の経理は適正に執行し、これにかかわる帳簿・証票書類等は5年間保存すること。
- 4) 収支決算書には、第78回国民スポーツ大会(第79回冬季大会)鳥取県予選会開催に要した全ての経費を記載し、それに伴う領収書を添付すること。
- 5) 参加料を徴収している場合は、必ず記載すること。(参加料収入分はすべて自己財源として処理すること)

4 予定された日程での予選会開催が困難な場合の対応について

災害その他の事由により、予選会が予定された日程で開催できない場合、代替日程で開催するものとし、ブロック大会開催時までには代替日程での予選会が困難である場合は、本会まで報告すること。